

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第12号

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例（令和２年小牧市  
条例第１１号）の一部を次のように改正する。

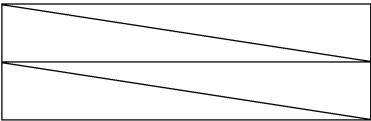
第４条第１項第３号中「小牧市図書館の設置及び管理に関する条例」を  
「小牧市立図書館の設置及び管理に関する条例」に改め、同項第４号に次  
のように加える。

エ ヘルスラボ・こまき

第６条第１項に次の１号を加える。

(4) ヘルスラボ・こまき フレイル（加齢に伴い、筋力及び活力が低下  
し、心身が虚弱となった状態をいう。）の予防のために利用する者及  
び健康保持増進のために利用する者

別表第３の１の表トレーニングジムの項を削り、同表フィットネススタ

「」を「

1,830
3,670

」に改め、

同表トレーニングジム・フィットネススタジオ共通の項を削り、同表備考  
第１号中「トレーニングジムを利用すること又は」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和６年１０月１日から施行する。ただし、第４条第１  
項第３号の改正規定は公布の日から、同項第４号の改正規定及び第６条  
第１項に１号を加える改正規定は規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発行された回数利用券又は定期利用券による  
同日以後における施設（スポーツ広場のトレーニングジムを除く。）の  
利用については、なお従前の例による。

（小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例の一部改正）

3 小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例（平成１２年小牧市  
条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項ただし書中「又は定期利用券を提出した者は、当該使

用料」を「を提出した者はフィットネススタジオの使用料を納付したものとみなし、定期利用券を提出した者はトレーニングジム及びフィットネススタジオの使用料」に改める。